

農用地利用銀行

この制度は、農業委員会を通して正式な貸し借りができるものです。また、この制度を通して農地を借りた町内の方には、下記のような助成金が交付されます。

《交付要件の概略》

- 借り手の経営耕地面積が今回借りる農地も含めて 1.5ha 以上であり、今回 10a 以上の農地を借りる町内の農業従事者。
- 助成金の交付対象となる農地は、過去にこの制度、または農地法 3 条賃借権（不明小作を含む）による権利の設定をしたことがない農地に限ります。
- 契約期間満了前に解約した場合は助成金を返還しなければなりません。



ご利用ください！農用地利用銀行

八千代町農地流動化借り手助成金（10a当）

| 期間 | 助成金額 |
|-----|-----------|
| 3年 | 5,000円以内 |
| 6年 | 15,000円以内 |
| 10年 | 20,000円以内 |

※ただし、助成金については予算の範囲内とします。

申し込みお問い合わせはお近くの農業委員、農地利用最適化推進委員までお願いします。

申し込み期間：7月～9月、1月～2月

農業委員会事務局：TEL 48-1111（内線2120）

利用銀行申し込み要件：借り人は今回借りる農地も含めて経営面積が50a以上の農業従事者であること。また、対象となる農地は市街化調整区域内の農用地となります。

農用地利用銀行申込書

| 貸し人 | | 借り人 | |
|------|--|------|--|
| 氏名 | | 氏名 | |
| 住所 | | 住所 | |
| 電話番号 | | 電話番号 | |

申し込む土地

| 土地の所在 | 地目 | 面積 (㎡) | 契約年数 (該当に○) | 備考 |
|-------|----|--------|-------------|----|
| 大字 | | | 3・6・10年 | |

※事務局確認

- 所在・地目・面積 権利設定の有無
 都計法区域区分 借り人面積要件

担当農業委員または農地利用最適化推進委員名： _____